**報告事項 ２　令和７年度事業計画および収支予算について**

事業計画書および収支予算書については、定款第３８条第１項で毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならないとされており、令和６年度第３回理事会において議決承認いただきました。

その後、令和７年度配合飼料価格差補てん制度に係る契約数量が確定した等を踏まえて、一部変更した令和７年度事業計画および収支予算書について、令和７年度理事会の決議目的である事項として全役員の承認をいただきましたので報告いたします。

記

**令和７年度事業計画書**

配合飼料価格差補てん業務ならびに畜産経営の振興対策の諸事業を実施し、畜産経営の安定を図り、もって畜産の健全な発展に資することとします。

**Ⅰ　定款に規定された事項**

１　配合飼料価格差補てん事業（定款第４条の(1)に基づく事業）

原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失に対し、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金が実施する価格差補てん制度に取り組みます。

具体的には、１２飼料荷受組合との配合飼料価格差補てん基本契約書（令和７～１０年度）ならびに令和７年度の数量契約書（９８件、４７，８１１トン）に基づいて、通常補てん積立金の徴収、契約数量の変更や解約等の手続き業務とともに、補てん発動時には配合飼料価格差補てん金の受領および交付を行います。また、基金制度の運営に関する実態調査を行います。

なお、通常補てん積立金および当基金協会の飼料荷受組合会費について、当基金協会が指定する金融機関の預金口座振替により徴収する方法を導入します。

２　畜産高度化支援リース事業（定款第４条の(2)に基づく事業）

一般財団法人畜産環境整備機構の受託団体として、畜産経営の健全な発展と畜産環境対策の適正な実施に資するため、借受者に対して畜産環境整備に必要な施設等のリース方式による導入を支援するとともに、そのリース料の徴収、納付事務を行います。

既貸付者に対する貸付料、譲渡代金の徴収と納付　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 貸付料 | 保証保険料 | 計 | 契約書番号等 |
| 直接リース堆肥保管施設整備ﾘｰｽ事業 | 971,799 | 11,370 | 983,169 | 260188(堆肥置場2棟) |

３　肉用子牛生産者補給金制度事業（定款第４条の(3)に基づく事業）

肉用子牛生産安定等特別措置法により、肉用子牛価格の低落時に安定した子牛生産を継続するため補給金を交付する制度について、一般社団法人滋賀県畜産振興協会の事務委託を受け、契約農家の子牛登録や一定期間後の保留確認など所定の業務に取り組みます。

なお、令和７年４月から第８業務対象年間が始まることから、対象年間中の適正な事業推進を図るため、令和６年度内に一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下、「畜産振興協会」という。）と事務委託契約書を締結します。併せて、畜産振興協会が肉用子牛生産者と締結する生産者補給金交付契約においては事務委託先として３者で契約します。さらに、令和７年度には契約肉用子牛の保留に係る現地調査および契約生産者からの報告の徴収について、再委託予定者と事務委託契約書を締結します。

４　飼料価格高騰対策緊急支援事業（定款第４条の(3)に基づく事業）

滋賀県が重点支援地方交付金等を活用し実施する本事業について、令和６年度までに実施した事業費補助金に係る報告など必要な事務手続きを行います。また、令和７年度に同種事業が実施される場合には、事業実施主体として対応します。

５　畜産経営者等支援事業（定款第４条の(4)および(6)に基づく事業）

会員および基金加入者の畜産経営改善について支援するとともに、各種畜産振興情報の発信などに取り組みます。

（１）畜産に関する補助事業や畜産経営者が必要とする事項について、相談窓口を開設する。

（２）一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金や滋賀県から通知される家畜防疫等に関する情報を会員に提供する。

（３）必要に応じホームページの内容を更新し、適正な運営と情報発信に努める。

６　その他

本会の目的を達成するために必要な事業を行います。

**Ⅱ　管理・運営事項**

１　会議の開催

（１）総会２回　　令和７年５月２２日（定時総会）、令和８年３月（臨時総会）

（２）理事会２回　令和７年４月（書面）、令和８年３月

なお、必要に応じて追加開催します。

**令和７年度収支予算書**

１　損益予算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

２　資金収支予算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）